

平成23年3月7日（月）午後6時30分
五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部
本部長 五條市長 吉野晴夫
事務局 農林商工観光課
0747-22-4001 内線 272、390

市内における高病原性鳥インフルエンザの発生について（第6報）

～発生農場の防疫措置の完了について～

五條市高病原性鳥インフルエンザ対策本部では、県等と連携をとりながら、まん延防止のため全力を尽くしております。

1 防疫措置の完了について

2月28日（月）に五條市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、3月7日（月）午後3時に作業をすべて完了し、農林水産省と県が協議を行った結果、午後6時30分に防疫措置の完了が確認されました。

2 今後の対応

① 3月8日午前0時から21日間、発生農場から10km圏内で新たな高病原性鳥インフルエンザの発生がなく、清浄性が確認できれば、3月29日（火）午前0時をもって移動制限区域が解除される予定です。

ただし、解除後3ヶ月間（3月29日～6月28日）は、移動制限区域内の監視が継続されません。

② 消毒ポイントにおける畜産関係車両を対象とした消毒は、移動制限区域の解除まで継続します。

③ 今後も引き続き養鶏農家等と連携し、再発防止対策の徹底を図ります。

3 高病原性鳥インフルエンザに関する情報提供

鶏肉・鶏卵は安全です。

家きん卵、家きん肉を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは、世界的にも報告されていません。

今後も移動制限区域が解除されるまで、ホームページによる情報提供を続けていきます。

【報道機関へのお願い】

- （1）発生農場及び近隣農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- （2）今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力お願いいたします。